

星和台連合自治会会則

(平成21年6月11日認可)

神戸市北区星和台6丁目28番地の14

星和台連合自治会

TEL.078-592-1117

星和台連合自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、星和台連合自治会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を神戸市北区星和台6丁目28番地の14、星和台ファミリーホール内に置く。

(目的)

第3条 本会は、星和台の各丁の自治会及び鳴子2丁目（一部の区域）の自治会の自治会活動を基幹とし、共通する目的遂行のため常に連携につとめ、快適で充実した生活が送れるよう会員の協力によって、良好な地域社会の形成を図りその維持につとめることを目的とし、次に各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 地域内の清掃、美化と緑化推進など環境整備を図ること。
- (3) 集合施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 防災と福祉活動を連携して推進を図ること。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (6) 青少年育成と防犯に関すること。
- (7) 公園管理会の運営に関すること。
- (8) 県、市政等との協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (9) その他目的達成に必要なこと。

(区域)

第4条 本会の区域は、神戸市北区星和台1丁目から7丁目までの全域、鳴子2丁目の12番地、14番地の1から6まで及び、11から14まで、15番地から20番地まで、22番地及び23番地とする。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、第4条に定める区域内に住所を有する個人がすべて会員となることができる。

2. 本会は、正当な理由がない限り、第4条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。
3. 第4条に定める区域内に住所を有する、法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(入退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を、退会しようとする者は、退会届を会長宛に提出しなければならない。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 住所を区域外に移したとき。

(2) 死亡した時。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 会則に基づく、役員選挙権及び被選挙権。

(2) 本会の運営について、自由に意見を述べること。

2. 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 会費を納入すること。

(2) 会則に基づく諸会議に出席すること。

(3) 会則を遵守し、また諸会議の決議に従うこと。

3. 退会した会員は、納入した会費その他の拠出金の払い戻しを受けることができない。

第3章 役員

(役職の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 会計 1名

(4) 理事 22名

(5) 監事 2名

* 会長、副会長、会計を「役員」と呼ぶ。

(役職の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠員になったときは会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3. 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、本会の資産及び会計事務を処理する。

4. 理事は、目的達成のための重要事項を審議し、業務を分担する。また、各丁自治会と常に連携を図り、事業を推進する。

5. 監事は、別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

- (2) 本会の業務執行を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は、業務の執行について、不正の事実を発見したときは、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。
- (5) 監事は他の役職を兼任することはできない。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とするが再任は妨げない。ただし、同一役職の場合は、連続7年を限度とする。

2. 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員および監事の選任)

第11条 役員および監事は、本会会員中より、次のとおり選任する。

- (1) 会長、副会長、会計及び監事の選出は、理事会で役員および監事選考委員を選び、役員および監事選考委員会を構成して、候補者の選考を行い、理事会の議を経て、総会において選任する。
- (2) 理事は、各丁自治会において2名を選び、総会において選任する。

(役員および監事の欠員の補充)

第12条 役員および監事に欠員が生じたときは、1か月以内に理事会で補充を行い、事後の総会で承認を得るものとする。

2. 会長が欠員となったときは、そのときの副会長の中より選出する。
3. 副会長及び会計が欠員となったときは、理事の中より選出する。ただし、会員の中より選ぶこともできる。
4. 理事の欠員の補充は、欠員になった各丁自治会で選出する。
5. 監事が欠員になったときは、会員中より選出する。

(役員および監事の報酬)

第13条 役員および監事は、無報酬とする。

(役員および監事の失格)

第14条 役員および監事は、次の各号の場合資格を失う。

- (1) 破産者および成年被後見人、被保佐人となったとき。
- (2) その他非行があるなど、役員および監事としてふさわしくないと総会で決定したとき。ただし、総会を開くことが困難な場合は、理事会で決定し、事後総会で承認を得るものとする。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ本会の運営について、助言する。
4. 顧問の任期は、役員任期と同一とする。

第4章 会議

第1節 総会

(種別)

第16条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2. 定例総会は、年1回とし、会計年度終了後45日以内に開催する。
3. 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたとき、全会員の5分の1以上より、会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事から第9条第5項第4号の規定による請求若しくは同号の規定による招集があったときに開催する。

(構成)

第17条 総会は、全会員で構成する。

(権限)

第18条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 資産に関する事項
- (4) 役員および監事の選任及び解任に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他重要事項

(招集)

第19条 総会は、会長が招集する。ただし、第9条第5項第4号の規定によるときは、監事が招集することができる。また、その他の臨時総会は会長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の日の7日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。ただし、所定の様式で署名捺印のある委任状又は、表決書面を提出した会員は出席者とみなす。

(議決)

第22条 総会は、第19条第2項の規定により、あらかじめ通知をした事項のみ決議できる。

2. 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 会員は、平等に表決権を有する。ただし利害関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。

(議事録等)

第23条 総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（委任状または表決書面の提出を含む）

(3) 議決事項及び賛成、反対等の人数

(4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

2. 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名捺印しなければならない。

第2節 理事会

(構成)

第24条 理事会は、役員および理事（監事を除く）をもって構成する。

2. 監事は、必要により、理事会にオブザーバーとして出席することができる。

(種別)

第25条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

(権限)

第26条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第27条 定例理事会は、会長が招集し原則として月1回開催する。

2. 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に会長が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事の中から選ぶ。

(定足数等)

第29条 理事会には、第21条から第23条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、会員とあるのは「役員および理事」と読み替えるものとする。

第3節 役員会及び専門委員会

(役員会)

第30条 役員会は、会長、副会長及び会計で構成する。

2. 役員会は、必要の都度、会長が招集して開催する。
3. 役員会は、次の事項を協議又は執行する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 災害や事故等で緊急を要する場合の対策に関する事項

(専門委員会)

第31条 専門委員会は、これを設置する必要があるとき、理事会の議決を得て設置する。

2. 任務及び期間は、設置の都度理事会が決定する。
3. 委員の選出は、理事会で行う。
4. 委員長は、委員の互選で選び、会議は委員長が招集して随時開催し、委員長が議長となる。
5. 委員会の決議は、理事会の議を経て、その効力を生ずる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。

(資産の取得)

第33条 会費は、総会において定める金額を全会員より徴収する。

2. 前項に定めるもの以外の資産の取得は、理事会の議決による。

(資産の管理)

第34条 資産は、会計が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、収支予算の定めるところにより、資産をもって支弁する。

2. 会員が死亡した場合は、理事会で定めた弔慰金を支出することができる。
3. 役員および理事又は会員が会務のため出張する場合は、理事会で定めた交通費及び食費を支給することができる。
4. 理事会の決定により、会務を処理する事務担当者を置いた場合は有給とし、その額は理事会で決める。

(資産の処分)

第36条 前条に定めるもののほか、資産の処分は、総会の議決による。

(事業計画及び予算)

第37条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が事業計画書及び収支予算書として作成し、毎事業年度開始前に、総会の議決を経て、定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画及び収支予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として会務の執行をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書及び収支決算書として作成し、監事の監査を受け、毎事業年度終了後45日以内に総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第40条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て、市長の認可を受けて変更することができる。

第7章 雑則

(各丁自治会との連携)

第41条 本会は、第4条に定める区域内の各丁の自治会と連携及び協調して運営する。

2. 広域な問題に対処するため、あるいは他の連合自治会と連絡、協調を図るため、北区連合自治協議会等に参加することができる。

(表彰規定)

第42条 表彰規定

(目的)

第1項 本規定は、星和台連合自治会及び各丁自治会における地域活動に著しく貢献した者に対して、これを表彰する事について定めるものとする。

(表彰の対象・地域活動)

第2項 表彰は次の各号のいずれかに該当する個人又はグループに対して行う。

1. 連合自治会及び各丁自治会で行われる防犯・環境・青少年育成・交通安全・公園管理その他における活動。
2. 夏祭り・文化祭・その他の諸行事における活動。
3. 連合自治会・各丁自治会における実践活動及びその活動支援に顕著な功績が認められる事象。

(表彰の種類)

第3項 表彰は次の各号に該当する者とする。

1. 地域活動大賞
 - A 地域事業・活動に顕著な貢献が認められる者
 - B 会長が特に必要と認めた者
2. 地域活動功労賞
 - A 地域事業・活動に貢献し功労のあった者
 - B 規定の趣旨に基づき、理事会が承認した者
3. 地域活動奨励賞
 - (1) 地域事業・活動に於いて範となる者
 - (2) 規定の趣旨に基づき、理事会が承認した者

(表彰者の審査・決定)

第4項 表彰者の審査・決定は理事会において行う。

(表彰の時期)

第5項 表彰の時期については、定期総会又は理事会の席上で行うものとする。

(表彰の方法)

第6項 表彰状を授与し、記念品、他を贈呈する。

(表彰基準・内容の細則)

第7項 表彰基準及び内容の細則は理事会の決議を経て別に定める。

(その他)

第8項 その他の必要事項については理事会において決定する。

(備え付け帳簿及び書類)

第43条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿

- (3) 役職員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2. 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会において、全会員の4分の3以上の同意により解散する。

(解散時の残余財産の処分)

第45条 解散のとき存する残余財産は、総会の決議を経て、この会の目的に合致する団体に寄付するものとする。

(施行細目の委任)

第46条 この会則の施行に関し、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

附則

(施行期日)

1. この会則は、平成12年1月23日から施行する。

(会則改正)

1. 平成16年4月25日一部改正（役員の職別）

2. 平成18年4月1日一部改正（表彰規定の追加）（平成20年6月6日認可）

3. この会則（平成20年4月20日の改正同意による）は、会則変更につき市長の認可を受けたときから施行する。（平成20年6月6日認可）

4. この会則（平成21年4月26日の改正同意）は、会則変更につき市長の認可を受けたときから発効する。（平成21年6月11日認可）